

忘れられる権利

A1 班 角元、芝池

目次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 1 | はじめに | 2 |
| 2 | 各国の例 | 2 |
| 2.1 | ヨーロッパ | 2 |
| 2.2 | アメリカ | 4 |
| 3 | 「忘れられる権利」と対立する権利について | 5 |
| 3.1 | ウェブサイト作成者の表現の自由 | 5 |
| 3.2 | 検索エンジン事業者の表現の自由 | 5 |
| 3.3 | 知る権利 | 6 |
| 3.4 | 検索エンジン事業者の営業の自由 | 6 |
| 4 | 忘れられる権利と Web ページ削除の違いから考える | 6 |
| 4.1 | Web ページ削除の流れについて | 6 |
| 4.2 | 検索結果からの削除について | 7 |
| 5 | 最高裁判決を考える | 7 |
| 5.1 | 事案 | 7 |
| 5.2 | 検討 | 8 |
| 5.3 | 判例検討まとめ | 9 |
| 6 | おわりに | 10 |
| 7 | 参考文献 | 10 |

1 はじめに

現代社会において欠かせないものとなったインターネットであるが、一方でこれまで考えられていなかつた個人のプライバシーや個人情報保護に関する問題が発生し、「忘れられる権利」のあり方に関する議論も多くなされるようになった。本論では特に、現代社会特有の問題の一つである検索エンジンに対する Web ページ削除要求について扱うこととした。

本論の流れとしては、まずヨーロッパ（以下 EU）とアメリカにおける「忘れられる権利」を法制度、判決などを通じて紹介する。次に、「忘れられる権利」と対立する権利について検討する。そして、最後に Web ページ削除、検索結果削除の流れを説明した上で、検索結果削除が問題となった最高裁平成 29 年 1 月 31 日決定の検討を行う。これらを通じて検索結果の削除がどの程度保障されるべきなのかについて述べる。

2 各国の例

2.1 ヨーロッパ

2.1.1 EU データ保護指令から EU 一般データ保護規則までの流れ

本人が自分に関する情報の削除を求めることができるという意味での「忘れられる権利」は EU データ保護指令でも、特に検索結果の削除請求との関係で議論され、解釈上認められてきた^{*1}。忘れられる権利のルールの制定については、ヨーロッパが最も進んでいる国の一であると考えられるため、ヨーロッパにおける忘れられる権利の制定の変遷を辿る。

まず、1995 年に「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令（以下 EU データ保護指令）」が採択された。この指令は、広く個人情報一般を保護の対象として、EU 域内で求められる個人情報保護のレベルを定め、加盟国にこれに応じた立法を求めるものであった。そして、EU データ保護指令が敷かれている中で、2014 年に検索エンジン事業者に対する検索結果削除請求を認めた欧州司法裁判所の先決判決が出される。その後、2018 年に EU 一般データ保護規則（以下 GDPR）が施行された。17 条に「削除権（忘れられる権利）」と記されており、括弧付きではあるものの明文化されている。削除権が明文化される後押しとして 2014 年の先決判決の影響はとても大きいと考えられている。

このように、個人情報に関する EU 法は「指令」から「規則」へと変更されている。EU 法において「指令」は政策目標と実施期限が定められ、各加盟国の政府に、期限内に政策目標を達成するために国内立法等の措置をことが義務付けられるが、措置の具体的な内容は各加盟国に委ねられ、EU 域内の企業や個人には直接適用されない^{*2}。つまり、指令はあくまで国内法制定における指針にとどまるため、加盟国によって差異が生まれる可能性が高い。一方で、「規則」とは加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。そのため、加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力が及ぶ^{*2}。このように指令から規則へと加盟国の拘束具合が強まった事実を踏まえると、保護の度合いが高まったということができる。

*1 石井夏生利=小向太郎『概説 GDPR 世界を揺るがす個人情報保護制度』（NTT 出版、2019 年）83 頁

*2 石井=小向・前掲注 1) 18 頁

次に、GDPR17条に大きな影響を与えた2014年の欧州裁判所の先決判決を詳しく見ていく。なお、先決判決とは、EU加盟国の国内裁判所による質問事項の付託に応じて、欧州司法裁判所がEU法の解釈について回答を行う制度である^{*3}。この事案は、スペイン人のゴンザレスがグーグルに対して16年前の社会保障費の滞納を理由とする自宅の競売に関する新聞記事の2ページにわたる検索結果の削除を求めたものである。そもそもの申し立てはスペインデータ保護監督機関に対して行われたものであった。この時、スペインデータ保護監督機関は紙面そのものの削除は認めなかつたが、検索サイト上の表示については削除を命じ、これに対してグーグルが不服申し立てを行つた。そこでスペイン国内裁判所は欧州司法裁判所に対して照会を依頼し、先決判決が下されたのである。2014年はまだGDPRの施行前のため、当時施行されていたEUデータ保護指令及びEU基本権憲章7条（生存権）及び8条（個人情報の保護）を解釈することで「忘れられる権利」を導き出している。

先決判決では、大きく3点について審理がなされた。1点目はEUデータ保護指令の適用範囲、2点目はグーグルがデータ処理者及び管理者に該当するか否か、3点目に検索サイトから公表された自らの情報について、「データ主体が削除及びブロックする権利（EUデータ保護指令12条（b））」及び「異議申立ての権利（EUデータ保護指令14条1項（a））」が認められるか否か、である。これら3つを満たせば検索結果の削除が認められ、忘れられる権利が実現するとされた。

（1）EUデータ保護指令の適用範囲について

EU域内の支店を通じて経済的活動が行われているのであれば、適用対象になるとされた。

（2）グーグルがデータ処理者及び管理者に該当するか

検索エンジンは個人データの拡散において大きな役割を果たしているので、データ管理者とみなされた。

（3）検索サイトから公表された自らの情報について、「データ主体が削除及びブロックする権利（EUデータ保護指令12条（b））」及び「異議申立ての権利（EUデータ保護指令14条1項（a））」が認められるか
表現の自由との調整が必要であるとした上で、本件においては削除が認められた。

よって、以上のように3点が満たされたため、検索結果削除が認められた。本判決において欧州司法裁判所は、EU基本権憲章7条及び8条に照らして、本人の削除請求権は原則として、検索エンジン事業者の経済的利益のみならず、一般公衆が氏名検索を通じて情報を発見する利益に優越すると述べている^{*4}。このことも加わって、先行判決は削除請求権者に有利な判決となっている。

2.1.2 GDPR17条について

現行のGDPR17条は、削除権（「忘れられる権利」）をデータ主体である本人の権利として認める規定である^{*5}。詳しくいうと、ここで規定される「忘れられる権利」とは自分に関する過去の個人データの削除等を求める権利である。17条に基づき、本人は個人データの収集・処理目的との関係で必要性がなくなった時や、個人データの処理に対する同意を撤回した場合、処理への意義を申し立てた場合、個人データが違法に処理された場合などの要件に該当した場合、自分に関する個人データを管理者に削除させる権利を有する^{*6}。また、管

^{*3} 曽我部ほか『情報法概説』（弘文堂、2020年）337頁

^{*4} 石井＝小向・前掲注1) 84頁

^{*5} 石井＝小向・前掲注1) 82頁

^{*6} 石井＝小向・前掲注1) 83頁

理者は個人データを過度に停滞することなく速やかに削除する義務がある。

これまで、グーグルなどの検索エンジン事業者に対して検索結果の削除請求を求めて争いが起こってきたが、GDPR の 17 条に規定される削除権はその対象を検索エンジン事業者のみに絞っているわけではないことに注意が必要である。

2014 年の欧州司法裁判所の先行判決を新たなきっかけとして削除権（「忘れられる権利」）が明文化し、個人情報保護に対する姿勢を強めたヨーロッパであったが、削除の基準や表現の自由とのバランス、プロバイダの責任など未だ検討すべき課題が多いとされている。しかし、その先進的で忘れられる権利の保護の程度の強い GDPR は日本においても参考となる。

2.2 アメリカ

アメリカはヨーロッパとは反対に表現の自由が確保されることに重きをおいており、「忘れられる権利」がもたらす予想される萎縮効果を警戒する姿勢をみせている。この姿勢の源泉となっているのか憲法修正第 1 条だ。この条文は「連邦議会は…（中略）…言論もしくは出版の自由…を求めるため政府に請願する権利を犯す法律を制定してはならない」としている。

いかに修正第 1 条が重要視されているかについて、アメリカにおける判決を通じて見ていく。1967 年の Time, Inc. 対 Hill 判決⁷はアメリカで初めてプライバシー保護に関する考え方方が示された判決とされている。この判決において合衆国最高裁は、プライバシー保護が「言論とプレスの憲法上の保障」に優越することはない、と判断しており、その考え方はこの後の時代にも受け継がれている。例えば、警察から合法に入手したレイプ被害者の氏名を新聞社が掲載したことに対して被害者が損害賠償を求めた事案について、合衆国最高裁は「合法に入手された真実に基づく情報」なので、憲法修正第 1 条の下で実名公表は許容されると判断した。加えて、Posner 裁判官は「例え人が心底隠したがるような事実であってもその者の報道価値のある事実の公表に対する損害賠償の私人の権利を第 1 修正は制限している」と述べている。これはつまり、真実に基づく個人情報であれば、その内容をプレスが公表することがアメリカでは強力な表現の自由によって保障されていることを示す。

一方で、最近では表現の自由を重視するアメリカにおいてもプライバシー保護を認める学説もないわけではなく、実際にプライバシー保護に関する法律を制定する州も出てきた。例えば、カリフォルニア州においては 2013 年にいわゆる「消しゴムボタン法」が制定された。これは未成年者が過去の投稿を削除できるようにする法律であり、グーグルを始めツイッターやフェイスブックなどソーシャルメディア大手に義務付けられた⁸。

このように、EU とアメリカは両方とも忘れられる権利を保護するにあたって表現の自由との調整は必要であるとしている。しかし、その保護の程度に二者の違いは現れている。すなわち、EU は GDPR を採択するなど個人のデータ保護を積極的に行う傾向にあり、その反面アメリカは表現の自由の萎縮効果を警戒しているために EU に比べて忘れられる権利の保護の程度は低い。

*7 宮下紘『『忘れられる権利』をめぐる攻防』比較法雑誌第 47 卷第 4 号 (2014)

*8 成原慧『表現の自由とアーキテクチャ 情報社会における自由と規制の再構成』(勁草書房、2016 年) 343 頁

3 「忘れられる権利」と対立する権利について

検索結果の削除によって保護される権利を「1人にしておいてもらう権利」とした時、次の4つの権利との衡量が必要になると考えられる。1つ目はウェブサイト作成者の表現の自由、2つ目が検索エンジン事業者の表現の自由、3つ目が知る権利、4つ目が検索エンジン事業者の営業の自由である。

3.1 ウェブサイト作成者の表現の自由

検索結果の削除はウェブサイトを作成した者の同意なしに行われる。また、検索結果の削除が行われた検索エンジンの規模が大きければ大きいほどウェブサイト作成者に対する不利益は大きくなると考えられる。例えば、検索市場シェアのおよそ70%を占める検索エンジンであるグーグルから削除された場合と、EcosiaやDuckDuckGoといった比較的シェアが低い検索エンジンから削除された場合、グーグルから削除された場合の方がウェブサイト作成者に対して影響が大きいことは明らかである。なぜなら、多くの人は複数の検索エンジンを使用して検索結果を見比べることは行っておらず、普段使用している検索エンジンで得られた結果を見てウェブサイトにアクセスするからである。これらを踏まえると、ウェブサイト作成者の表現の自由の保護の程度は大きめであるということができる。

3.2 検索エンジン事業者の表現の自由

これについて議論するにあたっては、検索エンジン事業者がそもそも「表現者」に該当するかどうかの検討が必要となる。つまり、検索結果の表示が表現になるかどうかということである。何かのキーワードを検索した時に表示される検索結果の表示順は検索エンジン事業者の独自のアルゴリズムによって決まっているため、ある種の表現であると捉えることはできる。これについては例えば、2015年2月に大阪高裁が京都府迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕された男性がヤフーに対して検索結果削除等を求めた訴訟の控訴審判決において、例えアルゴリズムによって決定されていたとしても、それはヤフーの意思に基づいて表示されたものであるというべきであると判断した。これは、検索結果がヤフーでも左右できない複数の条件の組み合わせによって自動的及び機械的に定まるとしても、その提供すべきサービスの内容（ウェブサイトの存在及びURLにとどめるか、スペニット^{*9}を表示するにしてもそのように表示するかなど）を決めるのは同社であり、スペニットの表示方法如何によっては人の社会的評価を低下させる事実が表示される可能性があることも予見したうえで現行のシステムを採用したものと推認されるから^{*10}である。

この判断を踏まえると、検索結果の表示順は事業者が作成し、そのアルゴリズムを採択したことによって起こうる現象を予想した上でそのシステムを採用しているので、ある種の表現であると捉えることができる。

一方で、ウェブサイトそのものを作成しているわけではないので、ウェブサイト作成者と比較した時、積極的に表現を行っているということはできないと考えられる。よって、検索エンジン事業者の表現の自由の保護の程度は低めであるということができる。

*9 検索結果のページに表示される、検索語を含むウェブページの文字列の抜粋のこと

*10 成原・前掲注8) 345頁

3.3 知る権利

人々の知る権利については、問題となる情報の内容や質によって異なってくると考えられる。例えば、政治家の汚職事件は、人々が民主主義体制の中で自らを代表する政治家を選挙で選ぶ際に重要な指針となる情報であるため、このような公共の利益に資する情報などに対する人々の知る権利は強く保護される必要があるということができる。よって、対象となる情報の内容や質によって保護の程度は異なると考えられる。

3.4 検索エンジン事業者の営業の自由

検索結果の削除請求は、検索エンジン事業者にとっては、営業の内容の制限に当たる。しかし、一般的に考えるとプライバシーが優先されると考えられる。例えば、営業の自由は経済的自由に該当し、プライバシー権は精神的自由に該当する。経済的自由と精神的自由を比較した時、多くの場合精神的自由が優先される。よって、事業者の営業の自由の保護の程度は比較的低めであるということができる。

4 忘れられる権利と Web ページ削除の違いから考える

忘れられる権利は Web ページ削除と目的とする効果が似ているため、3. 2. 1 ではまず Web ページ削除の流れを確認し、3. 2. 2 では、忘れられる権利とはどうあるべきかを Web ページ削除の流れと対比して考えていくたい。

4.1 Web ページ削除の流れについて

プライバシーを侵害されたと考える被害者は、自身のプライバシーを侵害している当該 Web ページの削除を請求しようと考える。ここで当該 Web ページの発信者が誰かわかっている場合、発信者自身に削除を請求することが考えられるが、発信者を必ずしも簡単に特定できるとは限らない。そこで、当該 Web ページが記録されたサーバを管理し、表現の場を提供しているホスティングサービスプロバイダ（以下 HSP）に削除を求めると考えられる。以下では後者の、被害者が HSP に対して当該 Web ページの削除を請求する流れについて考える。

HSP は通常、発信者に対して、情報の蓄積と送信を行うべき契約上の義務を負っている（p184 の表現）。被害者の求めに応じて Web ページを削除した場合、たしかに、その Web ページが真に被害者の権利や利益を侵害していた場合は、民法 90 条により、契約上の義務は他人の権利や利益を侵害する情報の蓄積や送信には及ばないと解されるため、債務不履行責任は成立しない。しかしながら、実際には被害者の権利や利益を侵害していない Web ページについて、誤って削除をしてしまった場合、発信者から契約上の義務に違反したとして、債務不履行による損害賠償責任を追及されるおそれがある^{*11}。にもかかわらず、当該 Web ページが真に被害者の権利・利益を侵害しているかどうかを正確に判断することは難しい。そこで、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下プロバイダ責任制限法）3 条 2 項は、一定の要件に該当する場合に、発信者から損害賠償責任を負わないという規定が設けられている。

損害賠償責任が免責される前提として 3 条 2 項本文により、Web ページ削除などの「当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合」という要件が要求

*¹¹ 曽我部ほか・前掲注 3) 184 頁

される。その上で 1 号では「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由」を、2 号では「発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき」という要件を要求しており、1 号または 2 号いずれかの要件を満たすと免責される。

このように、被害者が HSP に自身のプライバシーを侵害している Web ページの削除を請求する場合、発信者は自己の知らない間に自己の表現物が削除されることになるが、「相当の理由」や「照会」により発信者の表現の自由は結果的に比較的保護されている。

4.2 検索結果からの削除について

一方で自身のプライバシーを侵害している Web ページを削除しなくとも、検索エンジンの検索結果に当該 Web ページを表示させないようにするだけで実質的に Web ページを削除したのと同じ効果を得られる可能性がある。なぜなら、検索エンジンなしに当該 Web ページにたどり着ける人は元々その情報を知っていた人であり、逆に当該 Web ページの存在を知らない人は検索エンジンなしにそのページにたどり着くことができないからである。

そこで、検索結果から、プライバシー侵害的な情報を含んだ Web ページが表示されないように、被害者が検索エンジン事業者に請求する場合を考える。ここで検索エンジン事業者は HSP とは異なり、通常、発信者と情報の蓄積と送信を行うべき契約などの関係にはない。そこで検索エンジン事業者は当該 Web ページを検索結果の表示から削除しても発信者から損害賠償責任を負うことはない。

HSP も検索エンジン事業者も表現の場の提供者という地位にあるにもかかわらず、検索結果の表示からの削除は 3. 2. 1 で見たような発信者の表現の自由を考慮した仕組みとなっていない。しかも検索エンジンがなければ実質的に探したい Web ページを見つけることができないという、今日の検索エンジンの重要性に鑑みると、検索結果の表示からの削除の方が Web ページ削除よりもより慎重になるべきとも言える。以上より検索結果の表示からの削除はプロバイダ責任制限法が適用される Web ページ削除との比較から、検索結果の表示からの削除は慎重にすべきだと考える。

5 最高裁判決を考える

検索結果からの削除について、下級審判決では分かれていたところ、最高裁平成 29 年 1 月 31 日決定は一定の解釈を示したので、以下ではこの最高裁判例について検討していきたい。

5.1 事案

X は児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で平成 23 年 11 月に逮捕され、同年 12 月に同法違反の罪により罰金刑に処せられた。抗告人が上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。X の居住する県及び X の氏名を条件として Google で検索すると、本件事実等が書き込まれたウェブサイトの URL 等情報が表示される。X が、Google に対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案。

5.2 検討

5.2.1 検索エンジンの重要性についての言及

最高裁は「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるべきである。」という一方で、「他方、検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。」と判断している。

最高裁は「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤」としての検索エンジンの重要性に言及している。これについて、「知る権利」とは明示的に言及していないものの、表現の場の提供者としての検索エンジンの重要性を考慮している^{*12}点について、3. 2. 2 の議論と一致していると思われる。

5.2.2 削除基準について

次に最高裁は、以上のような、検索エンジンの重要性に鑑み、検索結果からの削除の基準につき、次のように述べている。「以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

この判断基準について、表現の自由とプライバシーの衝突が問題となる不法行為訴訟において一般的な判断枠組みとして参照されている、長良川事件判決の、「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」という判断基準に「明らか」という要件を加重している^{*13}。

*12 宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究 1(0)（情報法制学会、2017 年）51 頁

*13 宍戸・前掲注 12) 50 頁

この「明らか」という要件を足した理由について、①仮処分であることの特殊性によるとする考え方、②差止請求であることの特殊性によるとする考え方、③検索事業者に対する請求の特殊性によるものとする考え方、という3つの見解がありうる。以下この3つの考え方の当否について同じく「明白」という要件を要求している北方ジャーナル事件判決と比較しつつ検討する。

■仮処分であることの特殊性 北方ジャーナル事件も本件も、仮処分を認めるかどうかの判断基準を示したという点で共通しており、疎明だけで差止めを認めるための要件として北方ジャーナル事件と同様、明白性を要求されていると考えることができる^{*14}。

また、証明まで要する本案訴訟であれば請求が認められないのに、疎明で足りる仮処分では請求が認められるとすると、表現の自由に対する過度な制約になり得る。そのため、仮処分であることの理由に「明らか」という要件を足すことは正当と言える^{*15}。

■差止請求であることの特殊性 差止請求という点で北方ジャーナル事件と本件は共通している。一方で「逆転」事件や長良川事件では明白性を要求していないことから、差止請求自体に慎重でなければならないという考え方があり、本件は差止請求であるため、「明らか」という要件が足されたと考えることができる^{*16}。

しかしながら、北方ジャーナル事件は事前抑制が問題となっている一方で、本件は事後の差止めである。そのため、そもそも北方ジャーナル事件の考えをそのまま持ち込むことはできない。

さらに、そもそも、差止請求自体に慎重でなければならないという考え方が正当かという問題もある。この考えに基づくと、差止請求は認められないが、損害賠償請求は認められるという事態が生じる可能性がある。そうすると、損害賠償が発生するような、プライバシーや名誉を侵害する表現であっても、損害賠償を払い続ければ発信し続けることが可能となるが、これは正当でないと言える^{*17}。

そうすると、差止請求であることを理由に「明らか」という要件を要求したと考えるのは難しいと考える。

■検索事業者に対する請求の特殊性 検索事業者がインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしているという検索サービスの重要性に照らして、明白性の要件を要求したと考えることもできる。また、検索事業者は、元の記事等の作成に関わりを持たないため、本決定が挙げた考慮要素についての詳細を把握し得ないことから、明白性を要求したとする考え方もある^{*16}。第2節の考え方方はこの検索事業者に対する請求の特殊性により「明らか」という要件を要求したという考え方と同様である。

これに対して、たしかに差止めを認めない方向性には働くが、明白性要件に直結するわけではないという批判もあり得る^{*18}。

5.3 判例検討まとめ

本件について「明らか」という要件を要求した理由について、本決定からだけでは確定することはできない^{*19}。しかしながら、もし①仮処分であることの特殊性によるとする考え方をとった場合、本案訴訟であれば

*14 村田健介「プライバシー侵害による差止請求権と『忘れられる権利』—最決平29・1・31を踏まえて—」岡山大学法学会雑誌』第67巻第2号（岡山大学法学会、2017）55頁

*15 村田・前掲注14) 61頁

*16 村田・前掲注14) 56頁

*17 村田・前掲注14) 58-59頁

*18 村田・前掲注14) 59-60頁

*19 曽我部真裕「『インターネット上の情報流通の基盤』としての検索サービス[最高裁平成29.1.31決定]（特集 メディアと憲法）」論究ジュリスト（有斐閣、2018）48頁

「明らか」要件は不要であり、表現の自由とプライバシーの衝突が問題となる不法行為訴訟において一般的な判断枠組みとして参照されている、長良川事件判決と同様の判断基準で検索結果からの削除が行われることになる^{*20}。このようなことは第2節での検討からすると不当である。

以上より、最高裁平成29年1月31日決定は第2節での検討の観点から、検索エンジンの重要性に言及されているところや、「明らか」という要件を足したことは評価できるが、後者の「明らか」という要件が仮処分であることを理由に要求された要件だとすれば、問題であると言える。

6 おわりに

検索結果からの削除について、1章でのヨーロッパとアメリカの比較からもわかるように、様々な考え方がありうる。我々はアメリカ的な考え方の方が適切だと考えるが、第4章での検討の通り、判例がどちらの立場なのか明白でない。さらなる裁判例の蓄積が待たれる。

7 参考文献

- ・石井夏生利=小向太郎『概説 GDPR 世界を揺るがす個人情報保護制度』(NTT出版、2019年)
- ・曾我部ほか『情報法概説』(弘文堂、2020年)
- ・宮下紘「『忘れられる権利』をめぐる攻防」比較法雑誌第47巻第4号(2014)
- ・成原慧『表現の自由とアーキテクチャ 情報社会における自由と規制の再構成』(勁草書房、2016年)
- ・宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究1(0) (情報法制学会、2017年)
- ・村田健介「プライバシー侵害による差止請求権と『忘れられる権利』—最決平29・1・31を踏まえて—」岡山大学法学会雑誌』第67巻第2号(岡山大学法学会、2017年)
- ・曾我部真裕「『インターネット上の情報流通の基盤』としての検索サービス [最高裁平成29.1.31決定] (特集メディアと憲法)」論究ジュリスト(有斐閣、2018年)

^{*20} 村田・前掲注14) 57-58頁